

## 令和8年度長崎県立桜が丘特別支援学校高等部生徒募集要項（二次募集）

### 1 応募資格

原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す障害の区分及び程度に該当する者で、病弱又は肢体不自由があり、保護者等とともに本県に在住し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 特別支援学校中学部もしくは中学校を卒業した者、又は令和7年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者
- (3) 令和7年4月以降に、本人と保護者が本校高等部の見学及び教育相談等を行っている者

### 2 募集定員及び修業年限

- (1) 募集定員 5名
- (2) 修業年限 3年

### 3 志願手続

(1) 入学志願 1校に限るものとし、長崎県公立高等学校、又は他の県立特別支援学校との併願はできない。

(2) 受付期間令和8年3月6日（金）～3月10日（火）  
受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。

- (3) 提出書類
- ① 入学願書 [本校所定の様式]
  - ② 調査書 [本校所定の様式]
  - ③ 写真票 [本校所定の様式]
  - ④ 診断書 [公的医療機関による診断書（出願前6か月以内）]
  - ⑤ 志願者名簿 [本校所定の様式]
  - ⑥ 送り状 [本校所定の様式]
  - ⑦ 受検上の配慮措置申請書 [本校所定の様式（必要な者のみ）]
- ※①～③、⑤～⑦については、本校ホームページからダウンロードして使用すること。

※提出書類は在籍学校（または出身学校）を通じて親展文書として提出すること。

※送り状には、合格者発表の際に、メールで送信する合格者受検番号一覧の送付先アドレスを必ず記入すること。

※志願手続きから二次選考の日まで期間が短いため本校に直接持参すること。

- (4) 提出先 長崎県立桜が丘特別支援学校  
所在地 〒859-3615 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷386-2  
TEL (0956) 82-3630

#### 4 入学者選考検査（二次）

（1）日 時 令和8年3月12日（木）

【受付】 8：40 ～ 8：50

【場所】 長崎県立桜が丘特別支援学校

【内容】 I 課程対象者：国語、数学、英語の3教科の検査及び面接。

II 課程対象者：国語、数学の2教科の検査及び面接。

検査及び面接	
I 課程対象者	II 課程対象者
9：10～10：00 国語	9：10～ 9：35 国語
10：15～11：05 数学	9：50～10：15 数学
11：20～12：10 英語	10：30～11：00 面接
12：30～13：00 面接	

※中学校（中学部）において、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた（知的代替の）内容で学んできた志願者はII課程対象者とし、特別支援学校（知的障害）高等部普通科用の問題を使用して学力検査を行う。

#### 5 合格者発表

【日 時】 令和8年3月17日（火） 9：30～

※本校ホームページで受検番号のみ発表する。

【通 知】 在籍学校（又は出身学校）長宛にメールで送信する。

※電話等の問合せには応じない。

#### 6 その他

（1）受検料は徴収しない。

（2）受検票は願書受付時に交付する。

（3）検査当日は、保護者または保護者に代わる者が必ず付き添うこととする。

（4）検査当日は、受検票、筆記用具、上履き、昼食（I課程対象者）を持参すること。

（5）合格者説明会について

・日時 令和8年3月17日（火）13：30～16：30

・場所 長崎県立桜が丘特別支援学校

・内容 教務・事務関係の説明、標準服等の採寸、個別面談

※必ず保護者または保護者に代わる方も同伴すること。

（6）在籍（又は出身）校の校長は、合格した生徒の個別の教育支援計画を令和8年3月19日（木）までに提出する。ただし、学校教育法施行規則第95条1号に該当する者についてはこの限りではない。

※個別の教育支援計画の提出の際、担任等に来校してもらい、合格した生徒の引継ぎを行う。